

長崎県高齢者居住安定確保計画

(第4版)

令和4年3月

長 崎 県

<目次>

第1章	長崎県高齢者居住安定確保計画について	1
1.	計画の背景と目的	1
2.	計画の位置付けと計画期間	1
第2章	長崎県の高齢者を取り巻く現状と課題	2
1.	高齢者の状況	2
2.	高齢者の住まい等の状況	7
3.	高齢者向け住宅の供給目標の達成状況	10
4.	高齢者を取りまく課題	10
第3章	高齢者の居住安定確保に向けた基本の方針	12
1.	基本理念と方針	12
2.	高齢者の居住安定確保のための目標	12
第4章	高齢者の居住安定確保に向けた取り組み	13
1.	目標を達成するための具体的施策	13
1-1.	目標1：高齢者の多様なニーズに応じた住まい等の確保	13
1-2.	目標2：高齢者の生活支援サービスの充実と質の確保	16
1-3.	目標3：高齢者を地域で支えるためのコミュニティづくり	19
2.	高齢者向け住宅の供給目標	21
第5章	計画の実現に向けて	22
1.	計画の推進体制	22
2.	計画の進行管理	22
資料編		23
	用語解説	23

第1章 長崎県高齢者居住安定確保計画について

1. 計画の背景と目的

長崎県において、急速に進展する高齢化の中で、高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、生活の基盤となる住宅や老人ホームなどについて、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、県民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を図ることが重要です。

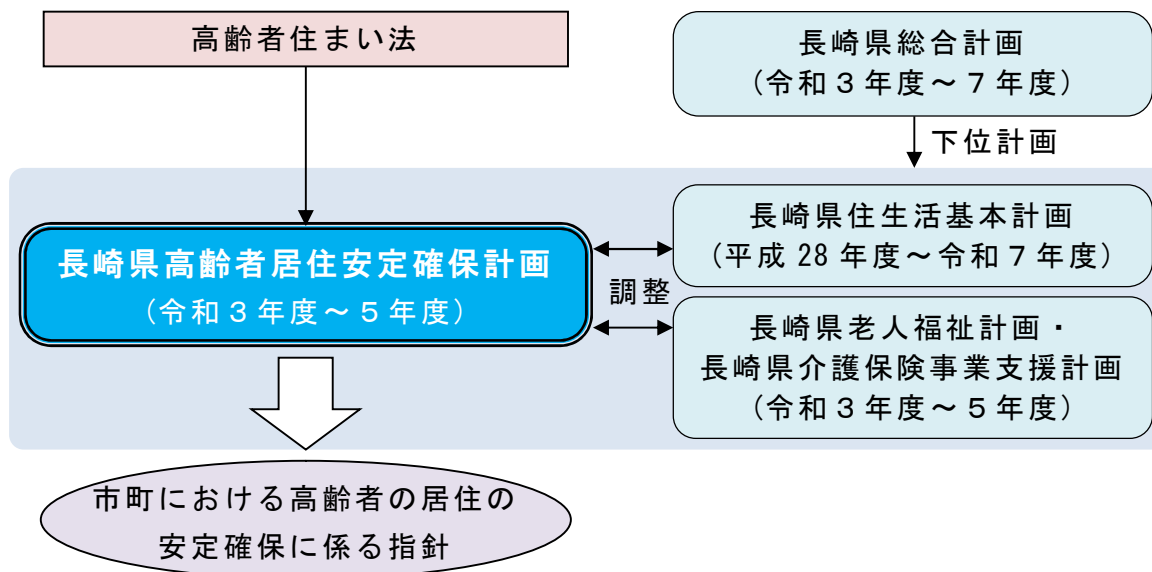
そのため、本県においては住宅施策と福祉施策がより一層連携し、様々な課題に対して、総合的かつ計画的に取組み、高齢者の居住安定確保に向け、基本的な方針と実現のための施策を示し、高齢者を地域で支える仕組みを構築します。

2. 計画の位置付けと計画期間

本計画は、「長崎県住生活基本計画」及び、「長崎県老人福祉計画」、「長崎県介護保険事業支援計画」と調和を図り、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法 平成13年4月6日 法律第26号）第4条の規定に基づく「高齢者居住安定確保計画」として策定しています。

そのため、計画期間を平成28年度から令和7年度までとする「長崎県住生活基本計画」と、計画期間を令和3年度から令和5年度までとする「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」との整合性を図るために、本計画は計画期間を令和3年度から令和5年度までの3年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

■ 計画の位置付けと計画期間



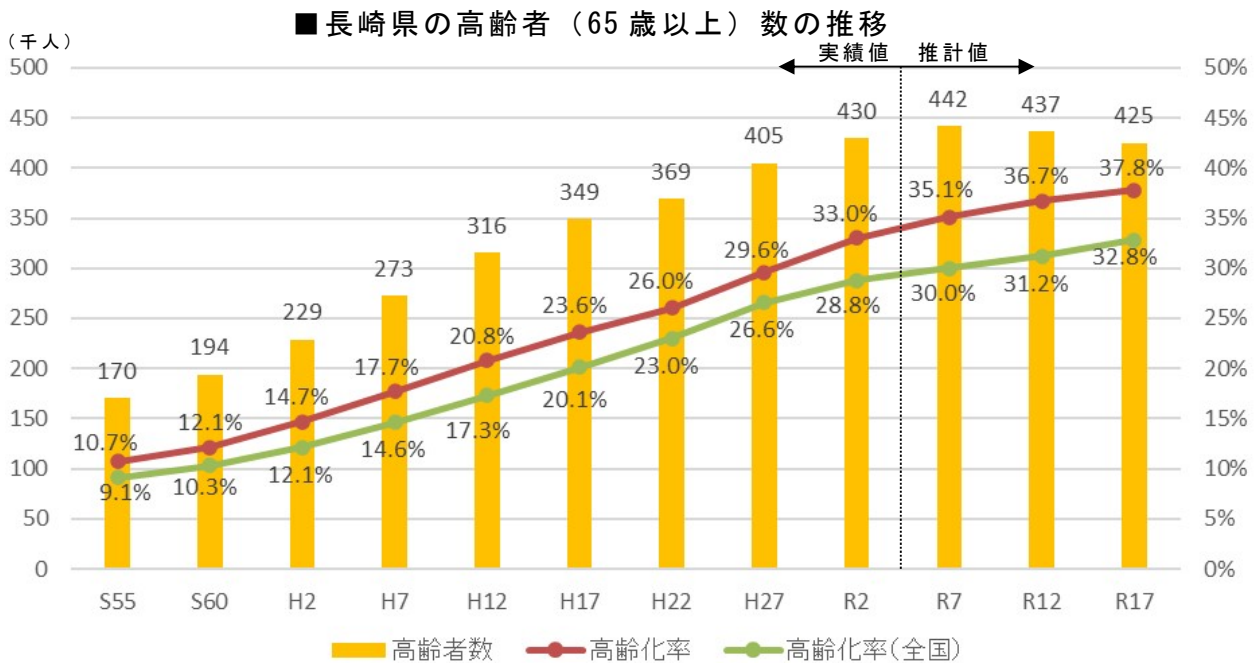
第2章 長崎県の高齢者を取り巻く現状と課題

1. 高齢者の状況

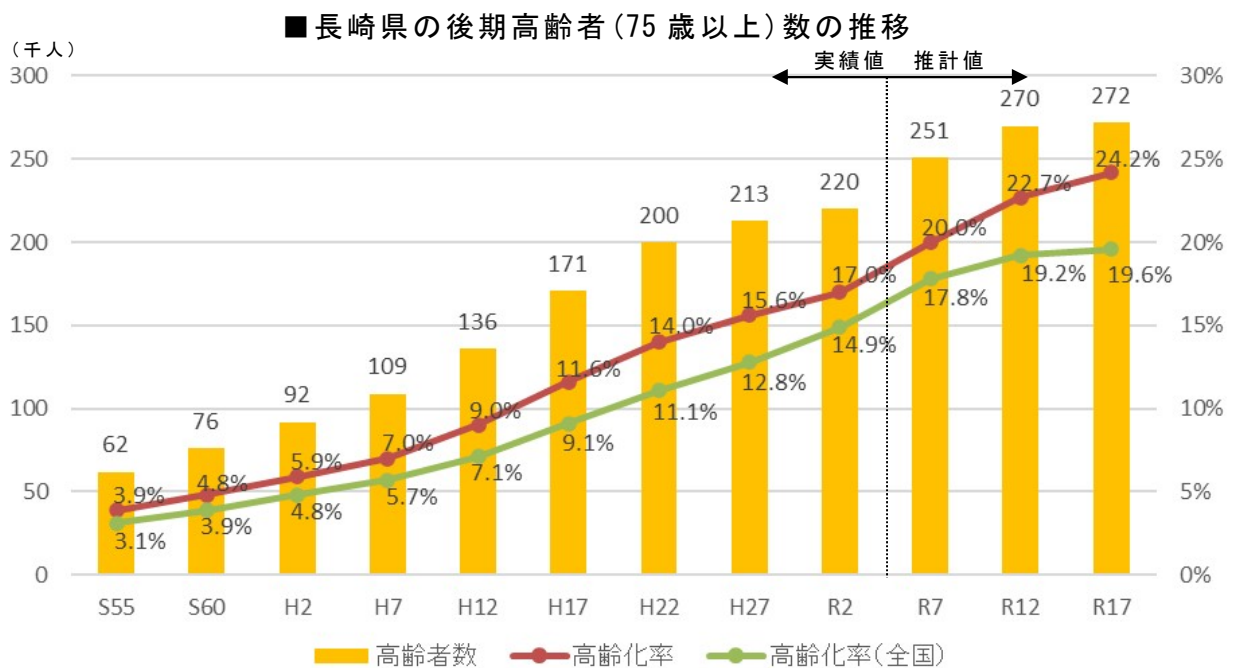
(1) 高齢者数の推移

令和2年の長崎県の高齢者（65歳以上）数は430千人、高齢化率は33.0%で、全国の28.8%を大きく上回って推移しています。令和7年まで高齢者数は増加し続けますが、令和7年以降減少に転じる見込みです。

一方で、後期高齢者（75歳以上）数は、令和7年以降も増加を続ける見込みです。



資料：(S55～R2年) 国勢調査、(R7年以降) 国立社会保障・人口問題研究所推計値



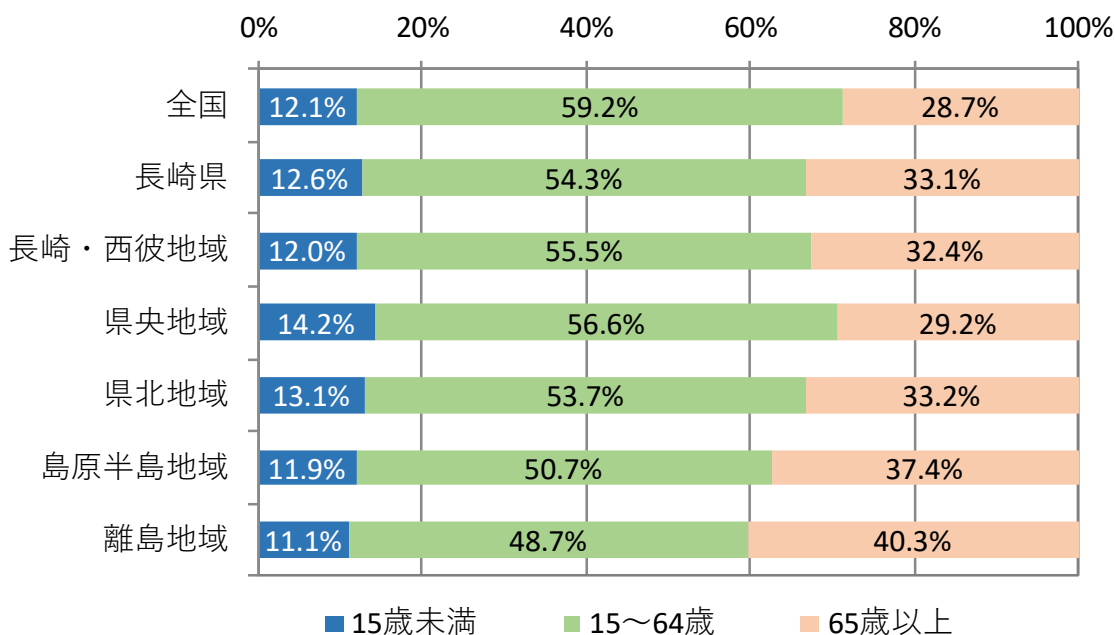
資料：(S55～R2年) 国勢調査、(R7年以降) 国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2) 地域別高齢者の状況

令和2年の高齢化率は、離島地域が40.3%、島原半島地域が37.4%であり、他の地域より高い割合となっています。

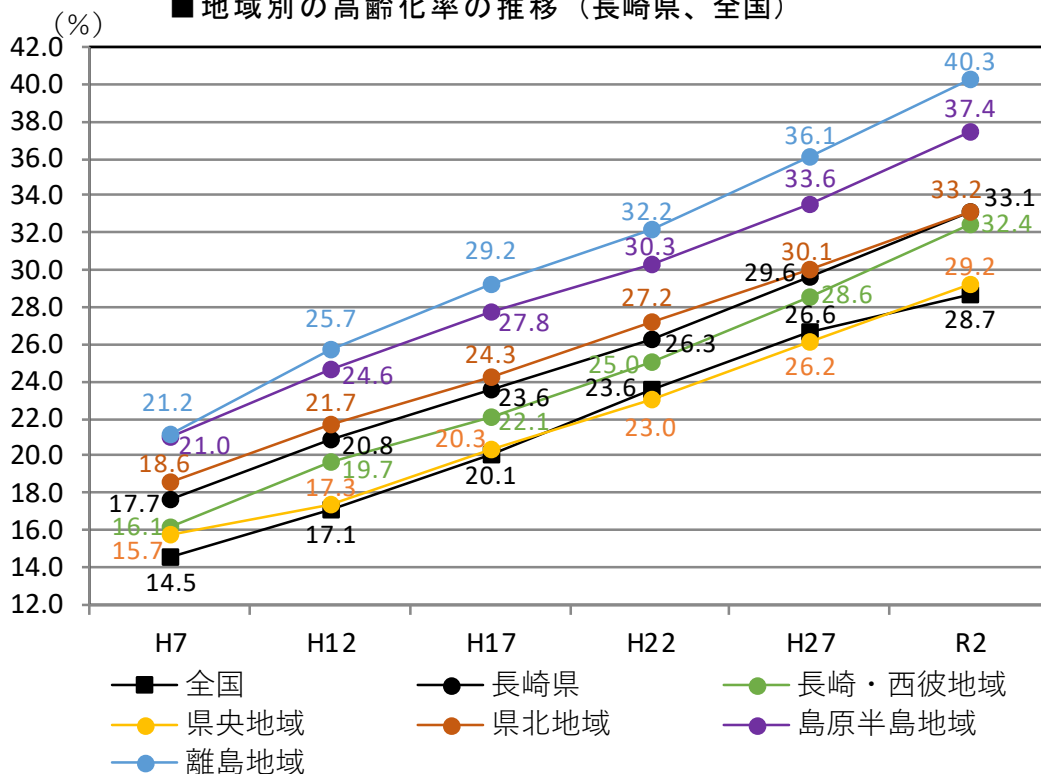
平成17～27年は、県央地域以外において全国を上回る高齢化率で推移していましたが、令和2年は全ての地域で全国を上回っています。

■ 地域別年齢3区分別人口構成比 (R2年) (長崎県、全国)



資料：国勢調査

■ 地域別の高齢化率の推移 (長崎県、全国)



資料：国勢調査

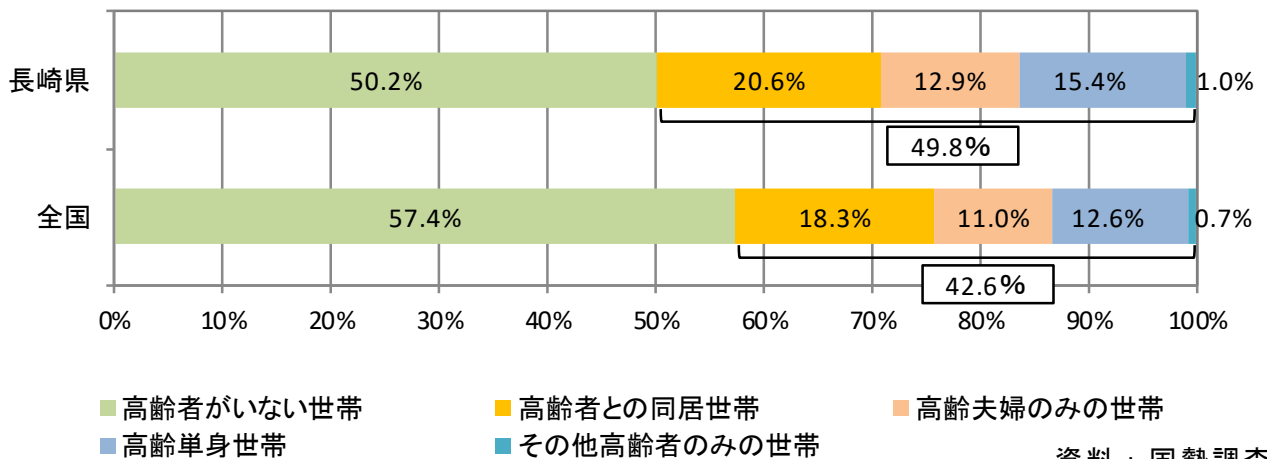
(3) 高齢者世帯の状況

本県の令和2年における高齢者のいる世帯の割合は49.8%であり、全国の42.6%より高い割合となっています。高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢者との同居世帯、高齢夫婦のみの世帯、高齢単身世帯のいずれも、全国より高い割合となっています。

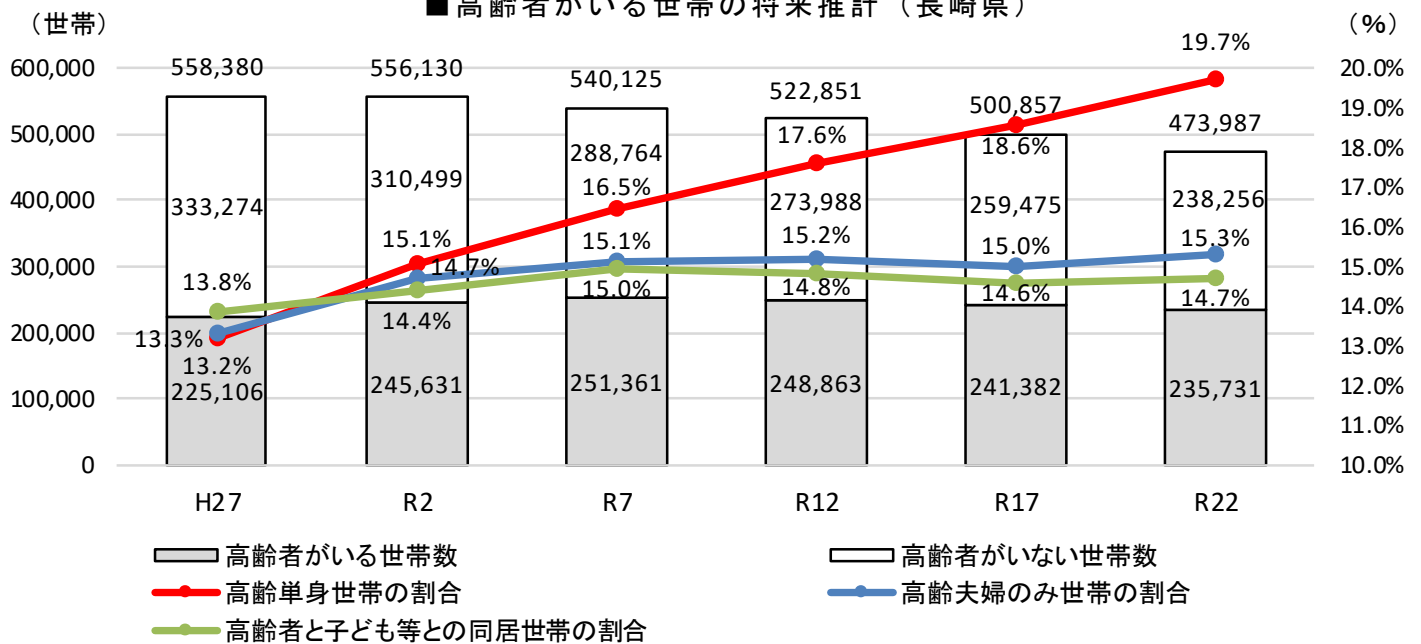
令和2年の高齢者がいる世帯数は、245,631世帯となっています。令和7年まで当該世帯は増加し続けますが、以後は減少に転じる見込みです。また、令和2年の高齢単身世帯の割合は、15.1%となっています。今後も当該割合は増加し続け、令和22年は19.7%となる見込みです。

高齢単身世帯の割合は、高齢夫婦のみ世帯、高齢者と子ども等との同居世帯と比べ、急速に高まっていくことが予測されています。

■ 高齢世帯員の有無による世帯の類型別割合 (R2年) (長崎県、全国)



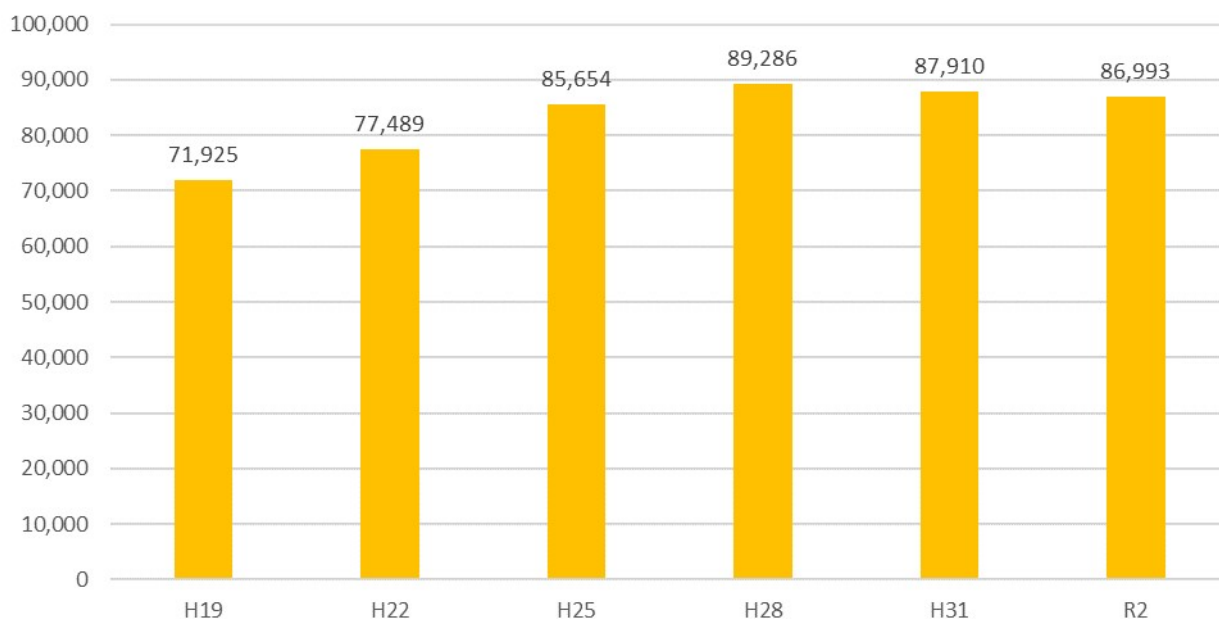
■ 高齢者がいる世帯の将来推計 (長崎県)



(4) 要介護・要支援者の状況

県内の65歳以上の要介護・要支援認定者数は、平成28年をピークに、令和2年において、86,487人と微減していますが、要介護のリスクの高い後期高齢者人口は今後も一定期間増加する見込みであるため、要介護度別認定者数の将来推計は増加すると予測されています。

■ 長崎県の要介護認定者数（第1号）の推移（各年3月末現在）（単位：人）



資料：令和3～5年度 長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画

■ 長崎県の要介護度別認定者数（第1号）の将来推計（単位：人）

	令和3年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援1	11,301	11,611	11,818	12,760
要支援2	13,165	13,440	13,695	15,100
要介護1	21,306	21,782	22,266	25,100
要介護2	13,681	14,079	14,413	16,491
要介護3	11,584	11,931	12,221	14,136
要介護4	10,582	10,913	11,189	12,904
要介護5	6,327	6,525	6,689	7,653
計	87,946	90,281	92,291	104,144

資料：令和3～5年度 長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画

(5) 認知症高齢者の状況

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の数は平成 24 年では、65 歳以上の 7 人に 1 人であったのが、令和 7 年では 5 人に 1 人となり、約 8,400 人になるものと予想されています。

■ 長崎県における認知症高齢者の将来推計
(各年齢の認知症有病率が一定の場合)

	H27	R2	R7	R12
総人口 (千人)	1,377	1,321	1,258	1,192
高齢者数 (千人)	408	436	442	437
高齢化率 (%)	29.6	33.0	35.1	36.7
有病率 (%)	15.7	17.2	19.0	20.8
認知症者数 (千人)	64	75	84	90

資料：令和 3～5 年度 長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画

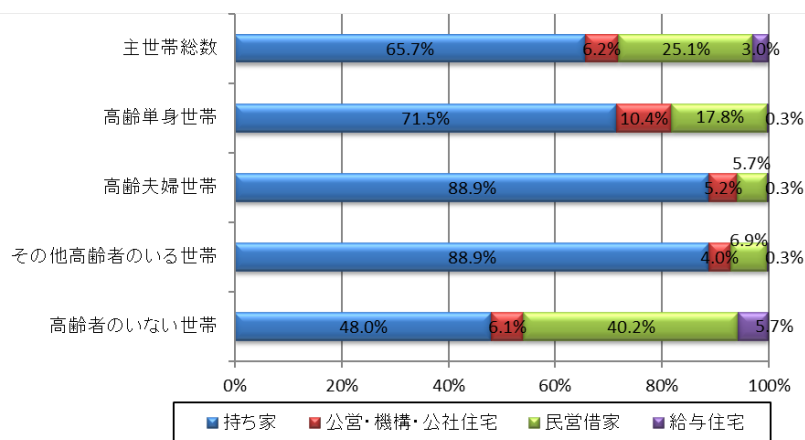
2. 高齢者の住まい等の状況

(1) 所有関係

県内の高齢者世帯は持ち家率が非常に高くなっており、単身世帯では71.5%、夫婦世帯では88.9%となっています。一方で、高齢者のいない世帯は48.0%にとどまっています。

また、高齢単身世帯の「公営・機構・公社住宅」の割合が他の世帯に比べ高くなっていきます。

■長崎県の高齢者世帯の住宅の所有関係



資料：国勢調査

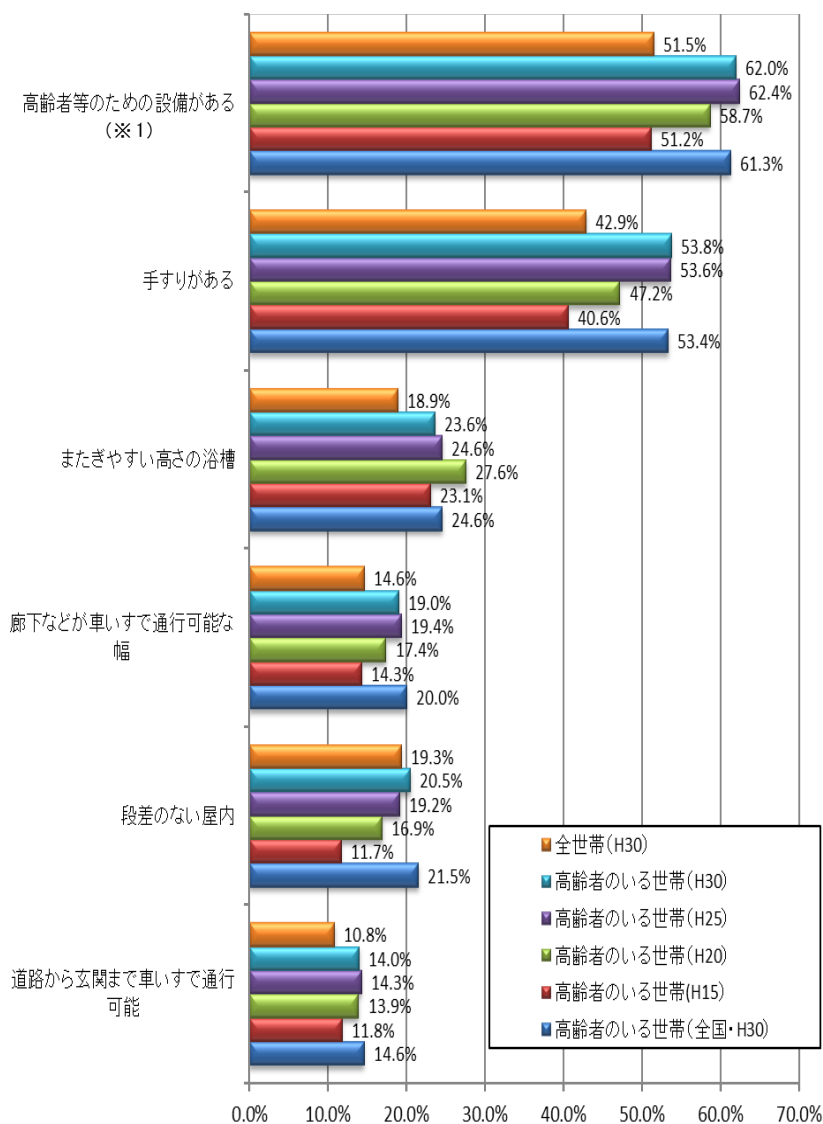
(2) 高齢者等のための設備状況

県内住宅の高齢者等のための設備状況を見ると、高齢者等のための何らかの設備がある住宅は、全世帯の51.5%であり、高齢者のいる世帯では62.0%とさらに高くなっていきます。

設備別では手すりがある住宅が53.6%と高いですが、他の設備は20%程度と低い状況です。

また、それぞれの設備の状況は全国平均とほぼ同水準となっていますが、近年その増加率は鈍化しています。

■高齢者等のための設備状況 65歳以上の世帯員のいる主世帯割合（長崎県・全国）



資料：国勢調査

(※1)「玄関・トイレ・浴室等の手すり、またぎやすい高さの浴槽、廊下などが車いすで通行可能な幅、段差のない屋内、道路から玄関まで車いすで通行可能」のうち、いずれかの設備があるもの

(3) 高齢者向け住宅の状況

長崎県の高齢者向け住宅は、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとした高齢者向け賃貸住宅が令和2年度末時点で6,304戸、有料老人ホームをはじめとした生活支援サービスのついた施設が令和2年度末時点で8,797人、合計すると約15,101戸（生活支援サービスのついた施設は定員1人を1戸と換算）となっています。

■ 高齢者向け賃貸住宅の状況（令和2年度末）

種別		戸数
ケア付き公営住宅	シルバーハウジング	74
	緊急通報付き住戸	3,023
サービス付き高齢者向け住宅		3,060
地域優良賃貸住宅(高齢者型)※		147
計		6,304

資料：長崎県

※サービス付き高齢者向け住宅の戸数は、地域優良賃貸住宅(高齢者型)と重複した戸数は除く。

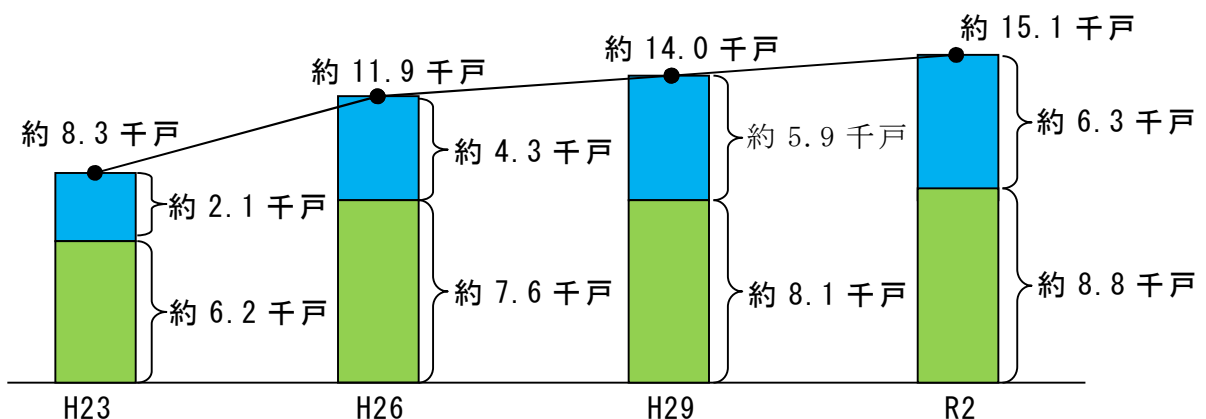
■ 生活支援サービスのついた施設の状況（令和2年度末）

種別	定員
養護老人ホーム	1,800
軽費老人ホーム(A型)	300
軽費老人ホーム(ケアホーム)	1,490
生活支援ハウス	403
有料老人ホーム	4,804
計	8,797

資料：令和3～5年度 長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画

■ 高齢者向け住宅の供給実績の推移

	H23	H26	H29	R2
高齢者向け賃貸住宅	2,085	4,320	5,902	6,304
生活支援サービスのついた施設	6,230	7,600	8,146	8,797
計	8,315	11,920	14,048	15,101

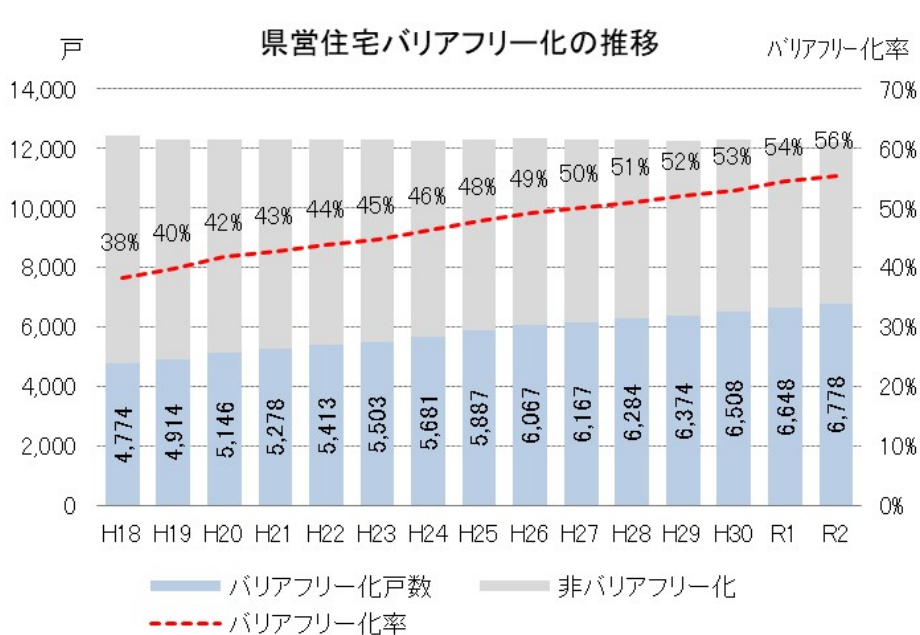


(4) 公営住宅の高齢化対応（バリアフリー化）の状況

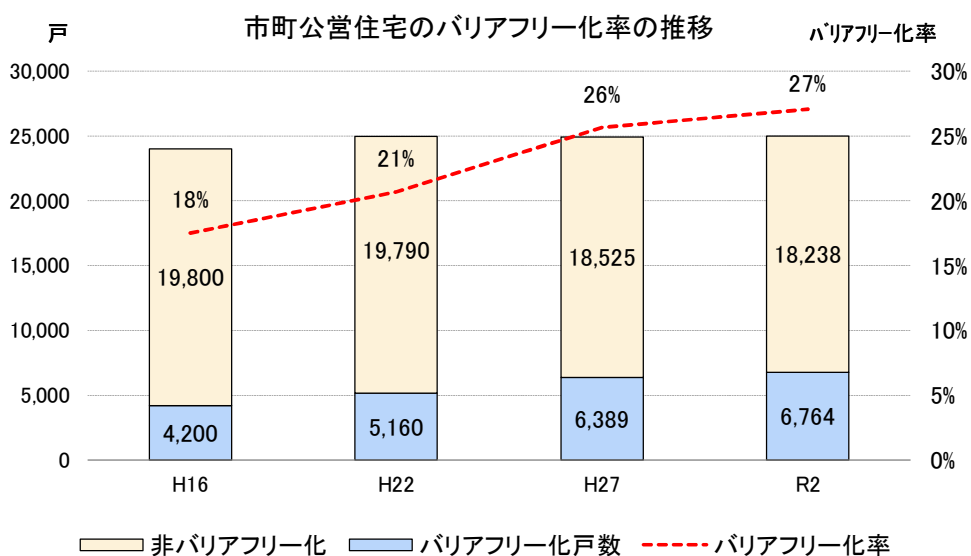
県営住宅のバリアフリー化率は、平成18年以降増加し続け、令和2年で56%となっています。

また、市町公営住宅のバリアフリー対応戸数は、徐々に増加はしていますが、令和2年のバリアフリー化率は27%と県営住宅より低い状況です。

■ 県営住宅のバリアフリー化の推移（長崎県）



■ 市町公営住宅のバリアフリー化の推移（長崎県）



3. 高齢者向け住宅の供給目標の達成状況

県内の高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅及び生活支援サービスのついた施設）を、平成30年から令和2年の計画期間に1,340戸新規供給する目標に対して、供給実績は1,053戸（達成率79%）でした。供給戸数は増えていますが、目標達成には、さらなる促進を図る必要があります。

	策定時目標	R2実績	達成率
新規供給戸数	1,340戸	1,053戸	79%

4. 高齢者を取りまく課題

（1）増加する高齢者や要介護者等への対応

長崎県の高齢化率は、全国平均を大きく上回って推移しています。高齢者のいる世帯の割合も全国より高い割合となっており、特に高齢単身世帯の割合は、今後、急速に高まっていくことが予測されています。また、要介護認定者数や認知症高齢者数も今後、増加することが予測されています。

高齢化の進展、特に介護が必要な高齢者や単身高齢者の増加は、今後も医療・介護サービス需要と社会保障費の増大をもたらすと考えられます。

高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り健康で快適に暮らしつづけることができるよう、地域において医療、介護、生活支援サービス等が提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、介護予防、健康増進、多世代交流等を促進し、高齢期の自立した生活を支える地域と住まいの整備が求められています。

（2）高齢期の生活に適した性能を持つ住宅の確保

高齢者のいる世帯のうち7割以上が持ち家に居住しており、その住宅のうち約6割は一定のバリアフリーの条件を備えている。ただし、その内訳は手すりの設置が主で、他の高齢者向け設備の設置は2割程度と、遅れている状況にあります。

一方で、高齢者のいる持ち家世帯の約4割はバリアフリーの配慮がなく、昭和56（1981）年前に建築された建物の場合には耐震性も現行の基準を満たしていない可能性があります。また、断熱性能や設備等の面において劣っているものと考えられます。

高齢者の多くは、介護が必要になったとしても、自宅での居住の継続を望んでおり、退職後の長期にわたる期間を、健康で快適に暮らし、介護サービスの利用が必要となったとしても可能な限り住み続けられるような住まいの備えが求められています。高齢者が住み慣れた住宅で住み続けるためには、住宅のバリアフリー化、耐震化、断熱化等の高齢期の生活に適した性能を持つ住宅の確保が必要です。

(3) 多様なニーズに対応できる住まい等の普及

高齢者世帯の増加に加え、介護サービス等を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、高齢者のニーズに適した住宅や施設の確保が必要です。

持ち家に居住する高齢者の多くは、子どもの独立等に伴い、広すぎる住宅に、夫婦または単身で暮らしており、居住人数と住宅の規模にミスマッチが生じています。高齢期の快適で自分らしい生活を楽しむためには、趣味や外出、交流など高齢期の豊かな生活を送るための場として活用できる住まいに転換していくことが求められます。

一方で、高齢期の住まい方としては、自宅に住みつづけるのとは別に、立地のよいマンション等への住替え、UJIターンによる移住など、適所に住替える選択もあります。また、虚弱期に備えた住まいとして、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の選択肢も増えています。それぞれの世帯の状況に応じた住まい・住まい方を選択することが重要です。高齢者のニーズや自らの心身の状況に応じた住まいで暮らせるように支援することが求められます。

第3章 高齢者の居住安定確保に向けた基本的方針

1. 基本理念と方針

急速な高齢化と高齢者を支える現役世代の人口減少という社会情勢において、本県における高齢者の住まいの安心を確保していくためには、高齢者が住み慣れた地域の中で、安全に安心して住み続けることができるような環境を整備していくことが重要です。

特に高齢者世帯では、家族の小規模化などにより、家族による介護等が見込めない状況であり、高齢者のニーズに適応した高齢者の住まいの供給に併せ、高齢者の住まいにおける適切なケアが必要となります。

そのため、本計画では「高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられる長崎県」を基本理念とし、高齢者が安心していきいきと暮らしていける社会の実現に向けて、住宅施策と福祉施策の連携の充実、強化を図り、各々の施策を総合的に推進することにより、高齢者の居住の安定確保に取り組みます。

2. 高齢者の居住安定確保のための目標

基本理念・方針を踏まえ、高齢者の居住安定確保を推進するために、以下の3項目の目標を設定します。

○目標1：高齢者の多様なニーズに応じた住まい等の確保

○目標2：高齢者の生活支援サービスの充実と質の確保

○目標3：高齢者を地域で支えるためのコミュニティづくり

第4章 高齢者の居住安定確保に向けた取り組み

1. 目標を達成するための具体的施策

1-1. 目標1：高齢者の多様なニーズに応じた住まい等の確保

(1) 賃貸住宅の供給

① 民間高齢者向け生活支援サービス付き賃貸住宅の供給促進

高齢者等については、適切な住宅の確保のみでなく、住生活の安心を支えるサービスの提供が求められています。そのため、生活支援サービスや介護サービス等の提供及び充実に向けては、福祉部局との連携が不可欠であるとともに、民間活力の導入が必要であり、高齢者等の個々の実情に応じた適切な支援が受けられるよう、福祉部局や住宅・福祉関連の民間事業者との連携の強化に努めます。

今後は高齢者のみの世帯の増加に伴い、高齢夫婦のみの世帯や高齢単身者等が、必要に応じて医療・福祉施設や利便施設等が充実した地域に転居するケースも増加すると想定されることから、民間賃貸住宅市場において、生活支援サービスの提供が受けられるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが求められます。サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するために、住宅関連事業者や医療法人、社会福祉法人、NPO 等に対し、サービス付き高齢者向け住宅の補助、融資制度、税制等について情報を提供し、供給や登録を促進します。

また、平成29年10月に施行された「新たな住宅セーフティネット制度」では、民間空き家等を活用した高齢者を含む住宅確保要配慮者用の賃貸住宅の供給を目的としていることから、民間事業者や居住支援協議会、居住支援法人と連携しながら高齢者向け賃貸住宅の供給を推進します。

② 公営住宅の供給・活用

ある程度の自立が可能で所得の低い高齢者は、上記のサービス付き高齢者向け住宅や後述する有料老人ホーム等に入居することが困難となる状況が見られるため、公営住宅においては、住戸のバリアフリー化やエレベーター設置などの高齢者対応を進めるとともに、優先入居枠の確保などの入居制度の適正化を図っていきます。なお、公営住宅の建替時における福祉施設の併設やグループホームへの活用などについても積極的に検討していきます。

また、県営住宅においては、75歳以上の高齢者で単身世帯の入居者に対して、平成23年度より指定管理者による見守りサービス制度を導入し、入居者の安否確認などのサービスに取り組んでおり、今後は更なるサービスの充実を図り、より安全で安心な県営住宅におけるソフト面での住環境整備を積極的に推進します。

③ 高齢者向け賃貸住宅の適正運営等

地域優良賃貸住宅等の高齢者向けの賃貸住宅のオーナーにおいては、高齢者が安心して暮らすための適正な管理・運営を行うように、情報提供やセミナー等を開催するなど、意識啓発を行います。また、(財)高齢者住宅財団の家賃債務保証

制度の普及を促進するなど、オーナーの高齢者の受け入れに対する不安の解消を図ります。

④ 公的住宅供給に向けての地域づくり・まちづくりへの貢献

公的住宅供給にあたり、高齢者対策等の先導的な政策性・テーマ性を有するモデル的な取り組みを支援するため、県は市町と連携して積極的にこれを推進・支援していきます。

一方、医療・福祉施設や店舗等の生活利便施設に近接した高齢者向け住宅の供給が求められていることから、既存公営住宅の建替えの際には、必要に応じて「生活支援施設併設の公的賃貸住宅」等の供給を図ります。

(2) 生活支援サービスのついた施設（老人ホーム等）の供給

① 自立もしくは軽度の支援が必要な高齢者のための施設の充実

65歳以上で環境上の問題があり、かつ経済的に困窮し、自宅において生活することが困難な高齢者を入所対象とする施設である養護老人ホームは、介護保険給付の適用施設への一部又は全部の転換を視野に入れながら改築等の整備を促進します。

軽費老人ホームは、60歳以上で、身体機能の低下や高齢などのため自立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者を入所対象とする施設で、既に充足されていると考えられるため、その整備目標は現状の水準を維持することを基本としますが、設置者から居住環境の改善を目指してA型の軽費老人ホームからの転換の要望があれば、ケアハウスへの転換を推進していくこととします。

② 有料老人ホームの適正運営等

有料老人ホームの設置にあたっては「長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、計画段階から、立地条件・設備・サービス内容等について、市町及び県と協議を行っています。特に、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受ける介護付有料老人ホームの設置については、平成27年度から、特別養護老人ホームの新規入居者が、原則として要介護3以上とされていることから、軽度要介護者の受け皿として期待されており、「長崎県指定特定施設入居者生活介護事業所の設置等に係る事前協議事務取扱要綱」による保険者(市町)と事業者との事前協議をもとに、市町における特定施設入居者生活介護の利用見込者数を踏まえ、地元保険者(市町)と連携して、適正な整備を図っていきます。

平成18年4月、老人福祉法の改正により有料老人ホームの定義が変更され、人数要件(10人以上)の廃止と提供サービス要件が見直されたことから、運営実態の把握に努め、新たに法の適用を受ける対象施設については、設置届出の徹底を図るとともに老人福祉法の規定及び指導指針の内容を遵守し、適正な事業運営がなされるよう、必要な指導を行っています。

また、有料老人ホームの定義に該当すれば、届出がなくても、老人福祉法に基

づく立ち入り検査や改善命令の対象となることから、届出の有無にかかわらず必要な指導を行っていきます。

なお、平成29年5月に老人福祉法が改正され、有料老人ホームの入居者保護のため、事業停止命令の創設や前払金保全措置の義務の対象拡大が図られました。

(3) 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備

① 高齢者に適した住み替え支援の充実

高齢者の住み替えニーズに応じて、関連部署や民間の関連団体等と連携し、高齢者に適した住み替え先の確保や空き家の売却、賃貸等への対応等に関する相談体制の充実を図ります。

② 高齢期に向けた早めの住宅改修等の推進

県民が高齢期も健康で快適な住まいで過ごすことが出来るよう、高齢期の住まいの備えに関する国のガイドラインや、住まい方の選択時等に必要となる資金についてリバースモーゲージ等の情報を県が普及・啓発することにより、早めの住宅改修等のメリットなど、将来の暮らし方のイメージを県民自らが考え、判断できる機会の提供を図ります。

③ 低家賃の高齢者向け住宅の普及促進

既存住宅を活用して新設住宅よりも低廉な高齢者向け住宅の供給が進むよう、セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅）制度の登録促進や既存住宅の改修整備を支援します。

④ 良好な温熱環境を備えた住宅の普及活動との連携

健康に資する住宅を普及するため、健康省エネ住宅づくりを目標に活動する県下の組織と連携し、県民への必要な情報の周知活動等を行います。

⑤ 住宅・居住環境のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

民間住宅では、持ち家に比べ借家の改善が進んでいないことから、借家所有者に対する啓発や情報提供、相談体制等、バリアフリー改善の促進に向けた施策の充実を図ります。

また、今後増えることが予想される認知症の方にも対応した住宅・住環境が必要となります。記憶に頼らなくても行動できる空間づくりや明度のコントラストを強くした色彩計画など、認知症の方にもやさしいデザインの普及・推進に務めます。

⑥ 公営住宅のバリアフリー化

県営住宅においては順次バリアフリー化を進めていますが、市町営住宅におけるバリアフリー化率が県営に比べてやや低い状況です。このため、市町営住宅の公営住宅長寿命化計画等に基づく適切なバリアフリー化の推進を促します。

(4) 居住の継続又は住み替えへの支援

① 住み替えの支援体制の充実

住宅部局と福祉部局や関連団体等との連携により、高齢になっても「住み続けたい」と希望する人には出来るだけ在宅で自立した生活ができるよう、また、住み替えを希望する人には円滑な住み替えと適切な生活支援が提供されるよう、さらに、心身機能の低下に伴い、適切な介護や介助が受けられる住宅（サービス付き高齢者向け住宅又は施設）に住み替える必要が生じた人には円滑な住み替えが可能となるよう、関連部局や民間の関連団体等との連携による住み替えの支援体制の充実を図ります。

また、住み替え後の空き住戸の活用方策や処分方法などの相談への対応も含めて相談体制の充実を図ります。

1-2. 目標2：高齢者の生活支援サービスの充実と質の確保

(1) 住宅セーフティネットの充実と住生活の支援

① 公的住宅等の適切な整備と維持管理

市町との連携により、一定の質が確保された公的賃貸住宅を適切に供給します。

② 住宅確保要配慮者への居住支援の充実

住宅を自力で確保しにくい低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て家庭、更生保護対象者、その他住宅の確保に特に配慮を必要な方等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、これら世帯に対し公的賃貸住宅に限らず、セーフティネット住宅等の民間賃貸住宅も活用した居住支援の充実を図ります。

③ 長崎県居住支援協議会の運営

県全体における民間賃貸住宅への入居支援や入居後の居住支援を行う「長崎県居住支援協議会」の活動に加えて、居住支援の取組を県全域で展開するには、各市町において居住支援協議会を設けることが効果的です。現在、県が指定した居住支援法人が事務局となって市町の居住支援協議会設立に向けた勉強会等を実施しており、これらの活動を継続・発展して協議会設立を促します。また、居住支援法人は入居相談・マッチング・見守り等の取組を進めており、これらの活動を支援すると共に、居住支援法人の指定数の増加に努めます。

④ 関連部署等と連携した居住の継続又は住み替えの支援

関連部署や民間の関連団体等と連携し、住宅確保要配慮者が居住の場の継続や住み替え先の確保を行うにあたり、見守り等の生活支援サービスの提供や賃貸契約の相談等が可能となるよう、支援体制や相談体制の充実を図ります。

(2) 介護サービスの充実

① 居宅サービス

高齢化の進展などにより、ほぼすべてのサービスで増加が見込まれる中、特定施設入居者生活介護など、高齢者のライフスタイルの多様化に伴って、介護を受けながら住み続ける住まいとしてのニーズが高まっていることから、特定施設の指定に際しての事前協議制を通じて、地元市町と連携し適正な整備に努めます。また、在宅における医療系サービスの需要の増加が見込まれるため、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導などの在宅利用者の状況に即したサービスが提供できるよう医療・介護の連携に努めます。

② 介護予防サービス

介護予防訪問リハビリテーションや介護予防通所リハビリテーションをはじめとする介護予防サービスの提供が円滑に進むよう、地域包括支援センター等に対する情報提供や助言など支援を行います。

③ 地域密着型サービス

地域包括ケアシステムの構築のため、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの普及が重要であることから、地域密着型サービスの提供が円滑に進むよう、施設整備に対する助成など必要な支援を行います。

(3) 介護予防の充実

① 地域リハビリテーションの推進

高齢者や障害を持つ者が、寝たきり状態となることを予防し、住み慣れた地域において生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーションの支援体制づくりを推進しています。

現在、県リハビリテーション支援センター（1か所）及び各老人福祉圏域（8圏域）に地域リハビリテーション広域支援センター（9か所）を指定し、関係者（機関）等の資質向上や連携体制整備に関する事業を推進しています。さらに市町・地域包括支援センターを包括的に支援するために、地域に密着したリハビリテーション支援体制の推進を図っています。

地域リハビリテーションに従事できる人材は限られていることから、市町事業に参画するリハビリテーション専門職の育成研修を行い、市町事業（介護予防、地域ケア会議等）へのリハビリテーション専門職等の参画を促進し、市町へのリハビリテーション支援体制の強化を図ることで、地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の取組を推進します。

② 地域支援事業の推進

地域支援事業は、要介護状態となるおそれのある高齢者を対象に、要支援・要

介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態になった場合も、地域において自立した生活が送れるよう、高齢者やその家族に対して支援することを目的として市町で実施されています。

地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・生活支援サービスと、一般介護予防事業に大きく二分され、市町が地域の実情に応じて、地域で高齢者を支える多様なサービスとして、市町の判断と創意工夫により、実施する事業で、平成 29 年度からすべての市町において、介護予防・日常生活支援総合事業が開始されています。

生活支援体制整備については、市町が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や NPO、ボランティア団体、介護サービス事業所、シルバー人材センター等多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築していくことが必要であり、県としては「生活支援コーディネーター」の養成、「協議体」の設置にかかる支援をはじめ、移動支援や有償ボランティア等具体的な助け合い活動の創出等にかかる支援を実施しています。

(4) 地域包括支援センターの充実

① 交流拠点等の整備による外出機会の拡大

郊外住宅地の再生に向けた先導的な取組として、公・民・学が連携したプラットフォーム形成をきっかけに UDC(アーバンデザインセンター)の設立を図り、まちづくりに取組みます。また、地域の民間事業者等や NPO 法人、大学、地域包括支援センターなどの行政機関のプレーヤーが協力して、既存の空き家等を活用し、地域に開放されたスペースを有する高齢者向け住宅や高断熱モデルハウスの供給、生活支援サービスの提供、子育て世帯向け住宅や交流空間の整備、身近なモビリティの開発等を図ります。これらのまちづくりや交流拠点でのイベント開催等を進めることにより、地域の住民が交流拠点等へ外出しやすい機会を拡大します。

② 地域包括支援センターの運営支援

地域の医療機関などと連携・協力して、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、地域包括ケアの中核機関として全市町に地域包括支援センターが設置されています。

地域包括支援センターの職員の知識向上のため権利擁護や医療と介護の連携、生活支援体制整備に関する研修の実施や情報提供等を通して支援を行います。また、介護予防のコーディネーターとしての役割を発揮し、効果的な介護予防・自立支援につながる事業運営ができる人材養成の支援を行います。

③ 地域包括支援センターの機能の強化

地域包括支援センターは、行政(市町)機能の一部として地域の最前線に立ち地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実、介護予防の推進、生活支援に関する基

盤強化と包括的な取組を実施しています。そのため、必要な知識や技術等を習得する機会を提供するとともに高齢化の進展や地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した相談支援の強化への取組強化について助言していきます。

1-3. 目標3：高齢者を地域で支えるためのコミュニティづくり

(1) 地域で住み続けられる環境整備

① 多重の見守り体制の整備

高齢化の進展に伴い、高齢単身世帯や認知症など支援を要する高齢者が増加する中、地域の実情に応じた多重的な見守り体制の構築が求められています。

見守りを必要とする高齢者を地域全体で支える安心安全な社会の実現を目指して、市町や関係機関・団体、協定締結民間事業者等で構成する長崎県見守りネットワーク推進協議会や先進事例等を紹介するセミナーの開催を通じて、日常的な安否確認から有事の通報・捜索体制まで整えられた多重的な見守り体制の構築・推進を図ります。

また、地域の見守りを行う人的ネットワークを形成するマンパワー不足への対応など市町の課題に合った見守り対策を引き続き検討するとともに、ICT・IoT機器を活用した見守りシステム・サービスの普及や複数の市町が連携した広域的な見守りネットワークの構築に向けた取組を進めていきます。さらに、認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域や企業・職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を図るとともに、認知症の人や家族の生活支援を行うチームオレンジの整備を進め、認知症高齢者の見守り体制を強化していきます。

(2) 高齢者の生活環境の整備

① 高齢者防火対策の推進

本県における近年の住宅火災による死者の半数以上が65歳以上の高齢者となっています。このため、県においては、各消防本部、関係機関と一体となって住宅火災の予防を図り、火災による死者、特に高齢者死亡の減少を図るため、各消防本部による独居・高齢者宅等の見回り、防火診断、啓発活動を中心に、各種の事業を推進しています。また、関係機関と連携して、住宅用火災警報器設置の普及啓発をさらに推進し、「逃げ遅れ」による死者の低減を図ります。

② 災害時の高齢者対策の推進

近年、全国各地で発生している豪雨や台風による災害において、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保が課題になっています。

令和3年5月、「災害対策基本法」の改正により、高齢者等の避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が市町に努力義務化されました。県においても、市町に限られた体制の中でできるだけ早期に個別避難計画を作成できるよう、対象者の優先度を踏まえた効率的な手法を紹介するなど取組を推進しています。

また、令和2年5月、「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結し、長崎県内の旅館、ホテル等の宿泊施設を活用できるようにするなど高齢者等の避難施設の確保に努めています。

③ 福祉のまちづくり事業の推進

県においては、「長崎県福祉のまちづくり条例」を制定し、すべての人が安心して暮らせるような豊かな地域社会を実現するため、福祉のまちづくりを推進しています。条例対象施設（特定生活関連施設）の新築等にあたっては、着実にバリアフリー化が進んでいますが、施設の大多数を占める既存の施設のバリアフリー化十分とは言えないことから、「適合証」の交付や整備基準の遵守を指導することにより、バリアフリー化の促進を図ります。

(3) 人材の確保と資質の向上

① 人材の確保と育成

本県においては、高齢化の進行が早く、福祉・介護ニーズは増大すると予測されることから、介護給付等対象サービスに従事する人材を質、量ともに確保することが必要です。さらに、高齢者の状態等に配慮しながら、適切な対応を行うことが求められており、サービス提供者に対し、認知症ケア・緩和ケア・口腔ケア等の専門的な知識や技術に関する研修等を行っていく必要があります。このようなことから、県は、法令等の規定に基づき、実施すべき研修や人材養成、資質の向上が特に必要である分野における研修を実施します。

② 住宅と福祉の両側面の知識を備えた人材の育成

建築士や大工・工務店、不動産事業者などへの福祉の知識、ケアマネジャーや理学療法士、医師などへの住宅の知識の普及を図り、情報提供や講習会を開催するとともに、両者が情報交換や意識共有を行えるような交流の場を設けます。さらに、専門家だけでなく、地域で高齢者に直接接する機会の多い民生委員や自治会等についても、住宅と福祉の両側面の知識の普及を図り、情報提供を行います。

2. 高齢者向け住宅の供給目標

(1) 供給目標の考え方

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月閣議決定）の成果指標において、高齢者人口に対する高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅及び生活支援サービスのついた施設）を、令和12年までに高齢者人口の4%分供給することが目標とされています。

上記目標を達成するため、本計画では、令和5年度の高齢者推計人口432,100人の3.6%（15,815戸）の高齢者向け住宅の供給を目標とします（令和3～5年度の計画期間中の新規供給目標数は714戸）。

■ 高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅及び生活支援サービスのついた施設）の供給目標

高齢者向け住宅の名称		令和2年度 末供給実績	令和5年度 末供給目標 (B)	計画期間中の 新規供給目標 (B-A)		
賃貸 住宅	サービス付き高齢者向け住宅 等	3,060 戸	15,815 戸	714 戸		
	ケア付き 公営住宅	74 戸				
	シルバーハウジング	3,023 戸				
	緊急通報付き住戸	147 戸				
地域優良賃貸住宅(高齢者型)		147 戸				
生活支 援サー ビスの ついた 施設	養護老人ホーム	1,800 人				
	軽費老人ホーム (A型)	300 人				
	軽費老人ホーム (ケアホーム)	1,490 人				
	生活支援ハウス	403 人				
	有料老人ホーム	4,804 人				
合計(A)		15,101 戸				

※生活支援サービスのついた施設は定員1人を1戸と換算

第5章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制

計画の基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられる長崎県」の実現に向けて、3つの施策目標を達成するためには、住宅施策と福祉施策が連携して取り組む体制を充実強化することが重要です。

住宅セーフティネット法に基づき設立した、行政機関、宅地建物取引業関係団体、居住支援団体等で組織される「長崎県居住支援協議会」等を活用し、住宅部局と福祉部局が連携した実効性のある取り組みを継続して推進していきます。

2. 計画の進行管理

この計画は、将来の高齢化社会の到来に向けて、令和3年度から令和5年度までの3年間に、実施すべき目標とその目標を達成するための施策を設定しており、住宅部局と福祉部局の連携により、この施策の実施状況を把握すると共に、的確な進行管理を行います。

また、長崎県における将来の高齢者の状況を見守りつつ、社会情勢等の変化に的確に対応するため、「長崎県住生活基本計画」、「長崎県老人福祉計画」及び「長崎県介護保険事業支援計画」と調和を図りながら、計画の見直しを行っていきます。

資料編

用語解説

ア 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT Information and Communication Technology の略称。「モノのインターネット」と訳され、あらゆる「モノ」がインターネットとつながる仕組みや技術のこと。 ・ IoT Internet of Things の略称。「情報伝達技術」と訳される。 ・ 新たな住宅セーフティネット制度 民間空き家等を活用した、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を都道府県等に登録し、都道府県等が住宅確保要配慮者へ情報提供する制度。 ・ NPO Non Profit Organization の略称。非営利法人、民間非営利団体のこと。
カ 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス 介護保険制度によって定められたサービスのこと。保険者（市区町村等）から介護が必要と認められた方は、介護保険の給付を受けて介護サービスを利用できる。 ・ 介護専用型の特定施設 介護保険法で定められた特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・適合高齢者専用賃貸住宅）のうち、入居者が要介護者とその配偶者などに限られる施設。 ・ 介護保険制度 高齢者の介護を国民全体で支え合う制度で、公費（国、都道府県、市町村）と被保険者が納付する保険料でまかなわれる社会保障制度のひとつ。 ・ 介護老人保健施設 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、[1]看護、[2]医学的管理での介護、[3]機能訓練その他必要な医療、[4]日常生活上の世話をを行い、在宅の生活への復帰をめざしてサービスを提供する施設。第1号被保険者・第2号被保険者であって、病状が安定期にあり[1]～[3]のサービスを必要とする者が入所対象者となる。 ・ 過疎化 農山村地域から都市へと人口が流出し、学校、商店などが閉鎖されたり、地元の伝統芸能の継承が困難になったりし、地域に活力が乏しくなること。 ・ 機構 「独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）」のことで、都市基盤整備公団と地域振興整備公団（地方都市開発整備部門）が統合され、平成16年に

	<p>設立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽費老人ホーム A型 身寄りのない方、または家庭の事情等によって、家族との同居が困難な方を入所対象とする施設。 ・ 軽費老人ホーム ケアハウス 身体機能の低下や高齢等のため独立して生活するには不安が認められる 60 歳以上の方で、家族による援助を受けることが困難な方を入所対象とする施設。 ・ 公営住宅等長寿化計画 老朽化した大量の公営住宅ストックが更新時期を迎えることから、公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を実現するうえで、公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努める必要があり、早期の建替や、計画的な修繕・改善の着実な推進計画。 ・ コミュニティ 共同体、地域社会、共同生活体。
<p>サ 行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低居住面積水準 国が住生活基本法に基づいて定めているもので、世帯人数に応じて健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。単身者で25㎡、2人以上の世帯で10㎡×世帯人数+10㎡。 ・ 住宅セーフティネット法 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進し、住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援を目的として制定された法律。 ・ 主世帯 1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」としている。 ・ セーフティネット もともとは落下防止のために張る安全網をいうが、本文では、安心や生活の安定を支える社会的な保証制度や対策のことを指す。 ・ 小規模多機能型居宅介護 平成18年4月の介護保険制度改正により創設された、地域密着型サービスのひとつ。介護が必要となった高齢者（主に認知症高齢者）が、これまでの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように、主に通所を中心として、顔なじみのスタッフが24時間・365日暮らしを支え、状況に応じて短期間の宿泊や訪問を受けることができる在宅介護サービス。 ・ 条例対象施設（特定生活関連施設） 不特定かつ多数の方が利用する施設であり、長崎県福祉のまちづくり条例でバリアフリーの整備を推進することとしている建築物・道路・公園等の施設の総称。 ・ シルバーハウジング

	<p>高齢単身世帯や高齢者のみ世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮した仕様・設備の公共住宅（高齢者世話付き住宅ともいう）。ライフサポートアドバイザーを配置し、福祉サービスが適切に受けられるよう配慮されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー人材センター <p>高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織で、原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の許可を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしている。</p> ・ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） <p>高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設で、居住部門、原則として60歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する方または家族による援助を受けることが困難な方で、独立して生活することに不安のある方を入所対象とする施設。</p> ・ 生活支援サービス <p>在宅の高齢者に対して市町村が行う生活サポートのためのサービス。介護保険の円滑な実施を目的として設けられ、一定の生活支援事業に対しては国や都道府県が助成を行う。サービスの内容は、家事、外出支援、配食、機能回復訓練、グループリビング支援など。</p> ・ 生活利便施設 <p>住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。具体的には、銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストアなど。</p>
<p>タ 行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段差のない屋内 <p>高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないように設計されている場合で、玄関の上り框や階段は、ここでいう段差に含めない。</p> ・ 地域優良賃貸住宅（高齢者型） <p>高齢者等、地域において居住の安定に配慮が必要な世帯に供するバリアフリー仕様や緊急通報装置の設置など一定の基準を満たした優良な公的賃貸について、民間事業者が国・県・市町の補助を受けて整備を行う高齢者向け優良賃貸住宅。</p> ・ 地域包括支援センター <p>地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置される施設。</p> ・ 適合証 <p>長崎県福祉のまちづくり条例施行規則に基づき、整備基準に適合していることを証するもの。</p> ・ 特定施設入居者生活介護事業所

	<p>有料老人ホームや軽費老人ホームが特定施設の指定を受け、その施設に入った利用者に介護サービスを提供する。</p> <p>・ 特別養護老人ホーム</p> <p>身体上若しくは精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な 65 歳以上の方（特定疾病により要介護状態になった 40 歳以上の者も含む）を入所対象とする施設（原則「要介護 3」以上の認定が必要）。</p>
ナ 行	<p>・ 認知症高齢者グループホーム</p> <p>要介護の認定を受けた概ね 65 歳以上の認知症の高齢者で、家庭環境等により家族での介護が困難で、概ね自立できていて、共同生活を送ることに支障のない方を入所対象とする施設。</p>
ハ 行	<p>・ バリアフリー</p> <p>障壁（バリア）をなくすという意味。住宅の床の段差解消や手すり設置、車椅子で通行が可能な幅の廊下の確保により、誰もが使いやすいように配慮することをいう。</p> <p>・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>高齢者が本人の機能や能力を最大限に活かすその人らしい自立した生活を継続するため、地域包括支援センターが実践が可能な環境整備と個々の介護支援専門員へのサポートをし、本人や家族が必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように援助していくケアマネジメントのこと。</p> <p>・ 保険者（市町）</p> <p>保険の運営主体のことを「保険者」と呼び、介護保険の場合、保険者は市町の長、又は、介護保険の広域行政事務を行う一部事務組合の管理者となる。</p>
マ 行	<p>・ 民生委員</p> <p>厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねる。</p>
ヤ 行	<p>・ 夜間対応型訪問介護</p> <p>地域密着型サービスの一つで、夜間においても定期的な巡回や通報によって介護サービスを提供する。</p> <p>・ 家賃債務保証制度</p> <p>高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯および解雇等による住居退去者世帯が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、賃貸住宅への入居を支援する制度で、(財)高齢者住宅財団が当該世帯の家賃債務等を保証することにより、賃貸住宅の経営者には家賃の不払い時への心配がほとんど無くなり、安心して当該世帯を賃貸住宅に入居させることが可能となる。</p> <p>・ U I ターン</p> <p>元々地方で生まれ育った人が、大都市で働き再び地方に戻る U ターン、大都市で生まれ育った人が、地方の企業に転職し移住する I ターンを合わせた言葉。大都市で働き、元の生まれ故郷ではない別の地方に転居する J ターンを</p>

	<p>合わせて、U J I ターン、U I J ターンということもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導居住面積水準 国が住生活基本法に基づいて定めているもので、世帯人数に応じて豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。「一般型」と「都市居住型」があり、「一般型」は、単身者が 55 m²、2 人以上の世帯で 25 m² × 世帯人数 + 25 m²。 ・ 有料老人ホーム 高齢者を対象として、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する利用料全額自己負担の施設。 ・ ユニット化 ユニットケア（個室）の整備。 ・ ユニバーサルデザイン 「すべての、普遍的な」という意味の「ユニバーサル」と「計画、設計」という意味の「デザイン」の 2 つを組み合わせた言葉。「年齢、性別、能力、国籍などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という考え方。 ・ 要介護・要支援認定者（要介護 1～5・要支援 1、2） 介護保険では、7 段階の要介護度ごとに 1 か月に利用できるサービス費用に上限（支給限度額）を設けている。 ・ 養護老人ホーム 環境上の問題があり、かつ経済的に困窮し、居宅での生活が困難な 65 歳以上の方を入所対象とする施設。
ラ 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下などが車いすで通行可能な幅 廊下や部屋の入口の幅が約 80 cm 以上ある場合。 ・ 老人デイサービスセンター（一般） 在宅の要援護老人（「要支援」「要介護」に該当する者）を送迎用リフトバス等で来所させ、心身機能の維持・回復を図るための各種のサービスを提供する施設。 ・ 老人福祉法 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的として制定された法律。